

令和5年度大学入学選抜実施要項の見直しの概要（案）

新型コロナウイルス感染症対策関係

大学入学共通テスト

●試験期日（日程のみ変更）

- ・本試験・・・令和5年1月14日（土）、15日（日）
- ・追試験・・・令和5年1月28日（土）、29日（日）
※昨年度と同様に本試験、追試験の2段構え。
※本試験の2週間後に追試験を実施。

●追試験の試験場設定

- ・今後の感染状況の見通しを含む様々な状況等を勘案した上で判断。

各大学の個別選抜

●試験期日（変更なし）

- ・総合型選抜・・・9月1日以降出願開始、11月1日以降合格発表。
- ・学校推薦型選抜・・・11月1日以降出願開始、12月1日以降合格発表。
- ・一般選抜・・・学力検査は2月1日～3月25日。

●追試験・振替受験等の要請（継続）

- ・各大学に対し、追試験や振替受験を要請。

●中止・延期等の大会や資格・検定試験への対応（継続）

- ・各大学に対し、中止・延期等となった大会や資格・検定試験等に参加できなかった場合において、入学志願者が不利益を被らないことや、努力のプロセスを評価することを要請。

●オンライン面接等における配慮事項（継続）

- ・オンライン面接等に関しては、（例）に示すような配慮を要請。
（例）通信環境の不具合や通信環境を整えることができない場合等の代替措置、障害者への合理的配慮 等

●調査書上における配慮事項（内容追加）

- ・調査書の活用にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響により、特定の入学志願者が不利益にならないよう、「授業日数」や「出席停止・忌引き等の日数」について記載しない。

大学入学者選抜における不正防止・安全対策関係

(別紙参照)

その他

- 秋季入学に対応した多様な選抜の推進（内容追加）
 - ・ 「大学入試のあり方に関する検討会議」の提言等を踏まえ、秋季入学に対応した大学入学者選抜の実施方法等について明確化する。
- 「令和7年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」の内容の前倒し
 - ・ 令和3年7月に通知した見直しに係る予告の内容（多様な背景等を持った入学者の選抜の工夫、障害のある入学志願者への合理的配慮の充実）について、前倒しが可能なものから順次対応を促す。

令和5年度大学入学者選抜実施要項に追加が必要と考えられる
不正行為防止策・受験生の安全対策(案)

1. 不正行為防止対策

(1) 令和5年度大学入学者選抜実施要項に追加する不正行為防止対策

≪試験監督≫

○各大学が取り組むべき事項

- 監督者が巡視を円滑に行うことができるよう、受験者の座席の配置など試験室の設定の工夫を行うこと。
- 試験時間中は、静謐な環境保持に十分に留意しながら、試験室内の巡視を適切に行うこと。
- 巡視時に注意を要する観点(例えば、手の位置、受験生の目線等)を踏まえ、監督者等に周知しておくこと。
- 入試方法や受験者数など、大学の実情に応じて必要な監督者や巡視を補助する人員を確保すること。

≪受験生の所持品≫

○各大学が取り組むべき事項

- 入試方法や受験者数など大学の実情に応じて、以下のようなことを募集要項等で明示しておくこと。
 - ・ 試験場に持ち込めないもの
 - ・ 試験時間中に使用できないもの又は身に付けることができないもの
 - ・ 大学が持ち込みや使用を禁止しているものを試験時間中に発見した場合の取扱い(不正行為として扱われる等) 等
- 試験時間中に使用することを認めていない通信機器の試験場への持ち込みを認める場合には、試験開始前に電源を切らせるとともに、その後の取扱い(例えば、鞆に収納させること等)についても説明を行うこと。

《受験生への事前周知、不正行為をした場合の取扱いの明確化》

○各大学が取り組むべき事項

- 不正行為に該当する行為及び罰則について、整理し、その内容を募集要項等において周知すること。

○各大学の実情に応じて取り組むことが期待される事項

- 大学の判断により、例えば、不正行為については、警察に被害届を提出する場合があることの周知。

(2) 文部科学省や大学入試センターが大学と協力しながら取り組む事項

《受験生への情報提供の充実》

- 高等学校等の理解と協力の下、不正行為をすることが行為者にとってマイナスであることの周知を徹底する。

《関係者への協力要請》

- 不正を幫助するような行為に関わらないよう受験産業や家庭教師、大学生等へ協力を要請する。

2. 受験生への安全対策

令和5年度大学入学者選抜実施要項に追加する受験生の安全対策

○各大学が取り組むべき事項

- 試験実施当日の安全対策について、必要に応じて警察や受験生が利用する公共交通機関等と連携して対応すること。
- 入試方法や受験者数など大学の実情に応じて、教職員の活用も含め、必要な警備要員を確保するとともに、試験場周辺や試験場内の巡回を十分に行うこと。
- 警察や消防等の協力の下、警備体制や救助要請等に関する危機事象発生時の対応マニュアルを定期的に見直すこと。

○各大学が実情に応じて継続的に対応することが考えられる事項

- 試験実施当日の試験場周辺や試験場内において、受験生等が万が一、不審者や不審物を発見した場合に、その通報を受けられる体制を整えておくこと。
- 自然災害や人為災害等により、受験することができなかった者がいる場合には、当該受験生の受験機会の確保等に配慮すること。